

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Evaluation)

博士の専攻分野の名称 (Major Field of Ph.D.)	博士 (教育学) Ph.D.	氏名 (Candidate Name)	佐藤 宗大
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論文題目 (Title of Dissertation) 「ことばにならない何か」との出会いから始まる国語教育の理論と実践 — 「根源的な主体」の形成をめざして—			
論文審査担当者 (The Dissertation Committee)			
主 査 (Name of the Committee Chair)	教授	難波 博孝	
審査委員 (Name of the Committee Member)	教授	山内 規嗣	
審査委員 (Name of the Committee Member)	教授	松本 仁志	
審査委員 (Name of the Committee Member)	教授	山元 隆春	
審査委員 (Name of the Committee Member)	教授	本田 義央	
〔論文審査の要旨〕 (Summary of the Dissertation Evaluation)			
<p>本研究の目的は、「ことばにならない何か」と対峙しつつ、それを自分のことばにすべく論理や語彙などの言語運用能力を駆使する「根源的な主体」を形成する国語教育を、カント哲学の立場から理論・実践の両面で提起することである。</p> <p>論文の構成は、次のとおりである。</p> <p>第1章では、カント哲学の合理的行為者性概念を再解釈することで、カント自由論の射程を、道徳から行為一般へと拡張することを目指し、その結果、カント哲学においては、選択意志が合理的行為者性として中心的な役割を果たしていることが明らかになった。</p> <p>第2章では、ヘルバルト学説を経験主義化されたカント哲学として再構築し、カント哲学における合理的行為者性の教育可能性を考察し、ヘルバルト学説は、フィヒテ・ヘーゲルらの観念論へのアンチテーゼというだけではなく、カント哲学の経験主義的受容として理解できることが明らかになった。しかしながら、ヘルバルトがカントから引き継いだ「根源的な主体」形成という課題は、国語教育のヘルバルト受容においては捨象されてしまったことも同時に明らかとなった。</p> <p>第3章では、文学教育論の先行研究の検討から、国語教育における認識論的関心を明らかにするために、西尾実の『国語国文の教育』における行論の「行的認識」の「認識」としての特質を分析することで、『国語国文』の行論全体が認識論的性格を持つことが明らかになった。また、田中実の「第三項理論」の構造及び主張を検討し、言語の限界を国語教育において価値づけようとするものであることが明らかにした。</p> <p>第4章では、カント哲学を背景とした「ことばにならない何か」による「根源的な主体」の形成について検討し、文学教育における「読み」は、「根源的な主体」が経験・言語化以前の概念たる「物自体」から触発され、感覚情報を統合する「認識」の問題として考察することが有効であることが明らかになった。</p> <p>第5章では、第4章までに論じてきたカント哲学的見地による「ことばにならない何か」による「根源的な主体」の形成を、具体的な実践によって示す。『ごんぎつね』(新美南吉)、および、『リア王の悲劇』(シェークスピア)を題材とした単元の実践報告を示し、本研究の主張が単なる理論や理念にとどまるものではなく、実践への展望を持つものであることを明らかにした。</p>			

本論文は、次の4点で高く評価できる。

1. 本研究がカント研究の視点から国語教育を課題として捉え、カント学説自体の再検討を通して、そのアクチュアリティを教育実践として提示した点。
2. 国語教育固有の関心とそれに対する哲学的議論の意義を考察し、国語教育学と哲学との学際的関係がいかにあるべきかを明らかにした点。
3. カント認識論における「物自体」を言語による認識の問題に拡張することで、むしろ「ことばにならない何か」を国語教育に積極的に意義づけるものであるとした点。
4. カント哲学から国語教育が育成する「根源的な主体」を捉えた上で、文学教育を例として、それを形成するための実践を提示した点。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和 5 年 2 月 16 日

備考 要旨は、1,500字以内とする。

(Note: The summary of the Dissertation should not exceed 500 words.)